

公開草案に対するコメントの公表

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- 企業会計基準公開草案第 16 号「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第 20 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」（平成 18 年 11 月 1 日公表）

2. コメント募集期間

平成 18 年 11 月 1 日～平成 18 年 12 月 25 日

3. 最終公表物の名称及び公表時期

- 企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（平成 19 年 3 月 14 日公表）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団体名
CL3	財団法人 産業経理協会
CL4	社団法人 日本貿易会
CL5	あずさ監査法人
CL6	社団法人 日本経済団体連合会
CL7	電気事業連合会
CL9	社団法人 日本証券アナリスト協会
CL10	全国銀行協会
CL11	みずぎ監査法人
CL13	日本公認会計士協会
CL14	社団法人 生命保険協会
CL15	株式会社 大和総研
CL16	新日本監査法人

[個人（敬称略）]

	名前・所属等（記載のあるもののみ）	
CL1	横山 明	公認会計士
CL2	石王丸 周夫	
CL8	瀬戸 卓	監査法人トーマツ
CL12	平島 鹿蔵	日本個人投資家協会 顧問

5. 主なコメントの概要とそれらに対する対応案

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。

「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。

また、以下の「コメントの概要」には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
目的		
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 準拠性のみの基準としたことは、貴委員会がすでに公表している会計基準が基本的には準拠性のみの基準であったことによるものとも考えられるが、四半期財務諸表に関する会計基準は、これまで貴委員会が公表してきた会計基準とは異なり、四半期財務諸表全般に係る会計基準を定めるものである。したがって、これまで公表されてきた基準と異なる取扱いがなされるべきであり、四半期財務諸表作成の目的を明らかにするとともに、四半期決算と年度決算の関係について明らかにすることが必要である。 ・ 基準案は、四半期財務諸表の性格を「実績主義」の考え方の基づくとする一方で、例外的に四半期財務諸表特有の会計処理を認めているとしているが、中間作成基準に明示されていた作成目的（「中間連結財務諸表は、中間会計期間に係る企業集団の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に関し、有用な情報を提供するものでなければならない。」）に該当する規定がない。これでは、体系的に四半期財務諸表に関する会計基準を理解することは困難である。 	<p>会計情報は財務諸表利用者には有用な情報を提供するものであり、レビュー基準との整合性を考慮しつつも、年度財務諸表の「真実な報告」や中間財務諸表の「有用な情報」とはまったく異なる表現を用いることは避けるべきであることなど、今までの検討経緯を踏まえ、公開草案の修正はしないこととした。</p> <p>なお、「有用な情報」という表現は、改訂前の予測主義に基づく中間作成基準でも用いられていた。</p> <p>（四半期決算と年度決算の関係については、p10 参照）</p>
四半期財務諸表の範囲		
四半期損益計算書における3か月情報	<p>3か月情報は必要である。(2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3か月情報が開示されることによって企業業績の転換点の把握がより容易になり、第4四半期情報が開示されることによって直近12ヶ月(trailing 12 months)のEPS計算が可能になる。主要国で同様の形で四半期情報が開示されていることから、外国企業とのタイムリーな業績比較が可能になり、外国人投資家がわが国株式市場で活発な売買を行うためのインフラが整備されることにもなる。 ・ 3ヶ月間の損益情報の開示について、当初から導入することとした点も高く評価したい。 	<p>①米国基準等の国際的な会計基準では開示が求められていること、②我が国でも証券アナリスト等から強い開示ニーズが指摘されていること、③前年同期の比較情報や季節変動性の注記により財務諸表利用者のミスリードは回避できると考えられ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
四半期キャッシュ・フロー計算書	<p>・実務面での体制整備が必要であるため、一定の準備期間が必要である。</p> <p>キャッシュ・フロー計算書は、省略または簡便的な開示にすべきである。(2件)</p> <p>・キャッシュ・フロー計算書については実務の作業負担を考慮し、省略可能とするか、簡便的な方法で開示できるように検討いただきたい。</p> <p>・資金の運用・調達自体をその本質とする金融業においてはキャッシュ・フロー計算書の情報価値は特に小さく、連結ベースの貸借対照表及び損益計算書の開示で足りるものと思われ、全業種に一律に義務付けることは適当でないとする。また、開示の適時性・迅速性を重視するのであれば、実務的な負担の大きいキャッシュ・フロー計算書の開示を義務付けるべきではないとする。</p>	<p>四半期キャッシュ・フロー計算書は、金融審報告書でも掲げられており、また、米国基準や国際会計基準でも求めていることを踏まえ、公開草案の修正はしないこととした。</p> <p>また、金融業の取扱いは、関係監督当局で定められるものと考えられる。</p> <p>なお、公開草案では、累計情報のみの開示であり、科目についても年度より集約した記載を行うことができるなどを提案している。</p>
四半期株主資本等変動計算書	<p>四半期株主資本等変動計算書を開示すべきである。(4件)</p> <p>・「株主資本等変動計算書」は基本的な財務諸表の一つであるから、四半期開示の適時性や迅速性を理由に、これを四半期財務諸表の範囲から除外することは認められない。したがって、原則として「株主資本等変動計算書」は作成することとし、著しい変動がない場合には作成を省略することができる規定にすべきである。</p> <p>・株主資本等変動計算書の作成は、実務手続上さしたる負担にはならないと考えられるため、年度財務諸表の構成との整合性や国際会計基準との調和の観点を優先し、株主資本等変動計算書の作成を求めるとするのが適当とする。</p> <p>・連結修正仕訳が複式簿記で行われ、連結精算表に株主資本変動等計算書が含まれ、関連する勘定科目が計上されて、初めて連結財務諸表が完成するのであって、連結株主資本等変動計算書を含む基本財務諸表は同時に作成され、追加労力はない。また、損益計算書の利益と連結資本等変動計算書を通じて純資産との関係が分かるメリットがあり、国際会計基準にコンバージェンスすると宣言している矢先に、国際会計基準が開示を求めているものを削除する積極的理由が草案から見出せない。</p> <p>・株主資本等変動計算書の企業の作成負担は少ないので、作成を義務付けた方がよい。</p> <p>将来的には、四半期株主資本等変動計算書を開示すべきである。(1件)</p> <p>・株主資本等変動計算書は一覧性が高く、その他包括利益変動の把握も容易である等のメリットがある。</p>	<p>四半期開示の定着している米国においても、株主持分変動計算書の開示が義務付けられておらず、開示ニーズと四半期開示の適時性とを比較考量し、株主資本の金額に著しい変動が生じた場合に主な変動事由を注記するとして検討経緯を踏まえ、公開草案の修正をしないこととした。</p> <p>なお、Interim reporting の会計基準については、国際会計基準と米国基準でコンバージェンスしておらず、今後の動向を注視する必要があるものと考えられる。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>今後、株主資本等変動計算書の利便性が認識され利用価値が高まったことが確認された時点で、基準を見直し、株主資本等変動計算書が毎期開示されるようにすることを期待したい。</p> <p>四半期連結株主資本等変動計算書を開示している場合には注記省略(1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 四半期連結株主等資本変動計算書又は四半期株主資本等変動計算書を作成している会社においては、株主資本の金額に著しい変動が生じた場合における主な変動事由に関する注記を省略することができる旨を、基準の中で明らかにすべきである。 	<p>基本財務諸表として位置づけ、それを任意開示することは好ましくないと考えた検討経緯を踏まえ、公開草案の修正をしないこととした。</p>
株主資本の金額に著しい変動が生じた場合の注記	<ul style="list-style-type: none"> 「注記の記載方法については、株主資本の著しい変動の内訳が一覧できるよう、表形式で開示することを妨げるものではない。」の部分は表形式の開示は本来望ましくないと解される表現であり、会計基準の文言としてふさわしくない。「表形式で開示することはもちろん認められる」と修文するよう要望する。 	<p>公開草案での「妨げない」という表現は、中間財務諸表規則等で使用されているものを参考にしているが、コメントを踏まえて「表形式で開示することができるものと考えられる」に文章の表現を修正する。</p>
四半期個別財務諸表の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> 会計基準(案)第30項(6)③にて「必要に応じて単体情報についても開示されること(特に、第2四半期)」とあるが、このような金融審議会報告書で示された前提がある一方で、第6項ただし書きにて「四半期連結財務諸表を作成する場合には、四半期個別財務諸表の開示は要しない」とされ、単体情報の第2四半期は開示不要となっている。前提から結論に至るまでの過程が説明されておらず、本基準の中で、一部個別単体情報については開示を求めることになるのかどうか含みを持たせるような記載になっていると考えられることから、結論の背景にて本件の説明をお願いしたい。 	<p>金融商品取引法においては、「内閣府令で定める事業を行う会社」のみに単体情報の開示が求められることになったことを踏まえ、「結論の背景」(検討の前提)に経緯を追加記載した。</p>
四半期特有の会計処理		
全般的な論点	<ul style="list-style-type: none"> 四半期特有の会計処理として、原価差異の繰延処理および後入先出法における売上原価修正は、以下の理由から認めることは適当でない。 (理由) ① 「中間財務諸表作成基準」において恣意的な判断の介入の余地が大きいことを理由に排除されたこれらの処理を、四半期財務諸表において復活させることは適当でない。 ② 年度末までに原価差異の解消や在庫数量の不足分の補充が見込まれるかどうかの判断は、客観性の確保が困難な場合が多く、財務諸表作成者及び監査人に対して過大な負担となる可能性が大きい。 ③ 基本的には季節的変動に関する開示(第25項(13))により対応すべき問題である。 	<p>基準案48項に記載したとおり、左記のコメントの考え方も含めて検討した上での定めであるため、公開草案の修正はしないこととした。</p>
全般的な論点	<ul style="list-style-type: none"> 公開草案は、原価差異の繰延処理と後入先出法について四半期特有の会計処理を認めている。本来で 	<p>基準案を支持するコメントである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>あれば恣意的な判断の余地を少なくするためにも、基準は出来るだけ画一的なものとし、実績主義を貫くことが望ましい。しかし、本公開草案では、継続適用を条件としていること、四半期の特性を勘案した限定的容認であることを考慮すれば受け入れ可能であると考ええる。</p>	
原価差異の繰延べ	<ul style="list-style-type: none"> 原価計算期間末までに原価差異がほぼ解消される見込みがあるのであれば、すべてが季節的変動といえると思われるが、そのような理解で間違いはないか。厳密に基準を解釈すると「季節的変動」かつ「原価差額の解消」とされているため、期末までに解消が見込まれていても、季節的変動を説明しないと繰り延べ処理ができないことになってしまう。ここでいう「季節的な変動」とは、当年度末までに解消される見込みの原価差異のことを指しているとの解釈でよいか確認したい。 	<p>基準案 12 項にあるとおり、「操業度等の季節的変動に起因」かつ「原価計算期間末までの解消」が必要条件である（なお、当年度末までの解消ではない）。</p>
売上割戻し契約	<ul style="list-style-type: none"> 年間売上高を基準として売上割戻し契約を締結している場合、その基準の達成は第 4 四半期（又は早くとも第 3 四半期）にならないと明らかにならないことが多いが、実績主義に基づくのであれば、契約売上高を達成できない段階で売上割戻しが行われることを予測した会計処理はできないと考えられる。しかし、契約売上高を達成した際に損益に与える影響も多いため、四半期特有の会計処理として定めるべきである。 	<p>引当金の論点であり、また、実務上も中間財務諸表と同様の取扱いで足りると考えられるため、公開草案の修正はしないこととした。</p>
簡便的な会計処理		
債権の表題	<ul style="list-style-type: none"> 指針案第 3 項、第 83 項、第 84 項の表題が「売上債権」となっているが、本項の記載内容に鑑み、金融商品に関する会計基準（第 27 項、28 項）に従って「債権」が表題として適当である。 	<p>コメントを踏まえて、「債権」に修正した。</p>
債権（倒産確率方式）	<ul style="list-style-type: none"> 「貸倒実績率方式」だけでなく「倒産確率方式」により貸倒見積高を算定する実務があることから、「貸倒実績率等」という表現にしていきたい（金融商品会計基準においても「貸倒実績率等の合理的な方法」とされている）。 	<p>金融商品会計基準第 28 項と併せる形で、「貸倒実績率等の合理的な基準」と修正した。</p>
債権（切放し法）	<ul style="list-style-type: none"> 貸出債権等を直接償却する場合の会計処理に関して、切放し法、洗替え法の選択の可否、更には、第 1 四半期、第 3 四半期は洗替え方式、第 2 四半期は切放し方式とする処理の選択が可能であることを確認したい。また、四半期決算手続の選択（「四半期積上げ方式」「累積差額方式」「折衷方式」）との関係についても明記していきたい。 	<p>各四半期を通じて継続して同一の処理を適用すべきであり、左記のような選択適用は認められないと考えられる。 四半期決算手続の関係については、p. 10 を参照。</p>
有価証券	<ul style="list-style-type: none"> 指針案第 6 項において、時価のない子会社株式及び関連会社株式については、直近の貸借対照表には反映されていない「四半期会計期間末」における資産等の時価評価に基づく評価差額を加味して算定した実質価額を、可能な限り四半期会計期間ごとに算定することが望ましいとあるが、ここでいう「四半期会計期間末」とは、当該四半期会計期間末の他、実務上困難な場合などにおいては前四半期会計期間末と解釈することが可能という理解でよいかを確認したい。企業によっては、多数の子会社・関連会社を有していること、また当該子会社・関連会社が相応の企業規模を有する場合には四半期会計 	<p>「可能な限り」としており、必ず四半期会計期間ごとの資産等の時価評価を反映させなければならないとはしていない。なお、この定めは結論の背景に移動することとした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>期末の財政状態の把握に時間を要することから、当該四半期会計期間末における資産等の時価評価を反映することは実務上困難である。</p>	
有価証券	<ul style="list-style-type: none"> 指針案第4項において、有価証券の減損処理に「洗替え法」の選択適用が認められる旨の記載があるが、「累計差額方式」による3か月情報を作成する場合、開示方法を含めて、具体的な手続に関する基準や例を示していただきたい（例えば、第1Q末減損100、第2Q末減損80の場合、第2Q末の3か月情報では評価損▲20（減損額の控除）という表示になるのか、それ以外の調整処理が必要となるのか等）。 	<p>左記コメントに記載のとおりで問題はないと考えられる。</p>
有価証券	<ul style="list-style-type: none"> 指針案第5項において、時価のない有価証券についての減損処理を行う際、財政状態が悪化しているかどうかの判断にあたっては、「四半期会計期間末までに入手し得る直近の財務諸表を使用する」とあるが、物理的には入手可能でも実務上利用困難な場合が想定され、開示の迅速性も考慮するため、例えば、「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」第11項の表現を参考に「四半期会計期間末までに、通常の業務活動において実務的に入手し、利用し得る直近の財務諸表を使用する」としていただきたい。 	<p>金融商品実務指針に準じた文言であり、ここでいう「入手し得る財務諸表」は利用できるものであることが前提と考えられるため、公開草案の修正はしないこととした。</p>
棚卸資産	<ul style="list-style-type: none"> 指針案は、収益性の低下による簿価切り下げを行う際の収益性が低下していることが明らかかどうかは、棚卸資産を管理する製造部門又は営業部門の損益の状況や、品目別の損益管理を行っている場合における当該損失の発生状況などにより判断するものとしている。しかし、「棚卸資産の評価に関する会計基準」では、複数の棚卸資産を一括りにすることができるのは、そのように一括りとした単位で行う方が投資の成果を適切に示すことができるという理由のみを示しているに過ぎず、上記に示した具体的な判断基準には言及していない。従って、指針案第9項と棚卸資産基準との関係を結論の背景で明確にすべきである。 	<p>指針案第9項の見出しにあるとおり、指針案第9項は棚卸資産基準に対する簡便的な会計処理であり、棚卸資産基準に定めるグルーピングと直接対応するものではないことから、公開草案の修正はしないこととした。</p>
棚卸資産	<ul style="list-style-type: none"> 収益性が低下していることが明らかな棚卸資産についてのみ、簿価切下げを行うことが『できる』とされているが、この記載の場合、当該処理は容認規定であるとの誤解を与える可能性があると思われる。本来の規定趣旨は、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、簿価切下げを行う必要があるが、四半期決算においては、収益性が低下していることが明らかな棚卸資産についてのみ、簿価切下げを行えば『足りる』ということであると思われるため、表現を修正してはどうか。 	<p>指針案の基本的スタンスは、原則処理は記述せず、原則処理に対する容認規定を定めているものである。従って、公開草案の修正はしないこととした。</p>
原価差異	<ul style="list-style-type: none"> 第88項での原価差異の配賦について、配賦区分をより大きな単位とすることを認めるものであるが、例示にある種別セグメントを超えない程度とは区分が大きすぎるので、工場単位としてはどうか。また、いずれにしても程度問題であり、指針で例示する必要もないと考えるので、削除も併せて検討してはどうか。 	<p>セグメントも例として示しているものであり、また、削除することにより不適切に過度な簡便処理が行われる懸念があるため、公開草案の修正は行わないこととした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
原価差異	<ul style="list-style-type: none"> 原価差異の配賦方法を簡便的に行うことの内容が不明瞭である。棚卸資産の評価方法として先入先出法を採用している会社が、簡便法として総平均法で配賦計算することは、事業年度の財務諸表の作成に当たって適用される会計原則及び手続とは異なる会計処理を採用するため認められないが、これが容認されると誤解を受けかねない。 	<p>た。</p> <p>会計処理の原則等の年度と四半期での首尾一貫した適用については、基準案第8項に定められており、また、基準案第43項で棚卸資産の評価方法について明示しているため、公開草案の修正はしないこととした。</p>
減損	<ul style="list-style-type: none"> 指針案は、減損の兆候の把握にあたって、「使用範囲又は方法について当該資産又は資産グループの回収可能性を著しく低下させる変化を生じさせるような意思決定や、経営環境の著しい悪化に該当する事業が発生したかどうかについて留意することとする」と規定している。しかし、減損の認識が必要と判定した場合に使用価値又は正味売却価額を概算額で算定するなど、減損について簡便な会計処理をすることが認められるのかが明らかでない。もし、このような簡便な会計処理が認められるのであれば、その取扱いの内容（注記の必要性の有無、減損額が確定した場合の処理など）を指針において明らかにすべきである。 	<p>減損処理は期末のみに実施される手続ではなく（減損適用指針第134項参照）、従って、本指針案の定めも、固定資産の減損処理に関して簡便な会計処理を認めているものではない。したがって、公開草案の修正はしないこととした。</p>
減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> 中間作成基準が認めている減価償却の簡便法は、定率法を採用している場合に、年度の減価償却費の期間按分だけである。指針案の考え方は、管理上の予測数値を使用することになり、それが合理的に決定されたものであるにせよ、恣意性の排除から四半期特有の例外処理を認めないとする立場からは、簡便法の適用範囲を逸脱するものとする。 	<p>合理的な予算制度の利用を認めた趣旨は、指針案第90項に示したとおりである。指針案第13項で期中の取得、売却又は除却する固定資産の減価償却費に重要性がある場合には適切に調整することとしており、恣意性は排除されることが考えられるので、公開草案の修正しないこととした。</p>
連結手続	<ul style="list-style-type: none"> 指針案第21項「連結財務諸表における重要性が乏しい連結会社における簡便的な会計処理」について、当該項の趣旨を鑑みれば、なお書き部分は無い方が良く考える。 	<p>指針案第21項本文の処理を採用することにより当然に行うことになる処理を注意喚起の意味で記載したものが「なお書き」であるため、公開草案の修正はしないこととした。</p>
税金費用	<ul style="list-style-type: none"> 中間の税効果簡便法は基準案第14項ただし書き、指針案第19項が該当すると思うが、いずれも簡便法という名称が使用されていない。一方で指針案第16項、第17項で簡便的な取扱いという用語が用いられているが、第16項は加減算項目等の限定、第17項は回収可能性の判断を示しており、中間の税効果簡便法と内容が異なっている。無用の誤解を避けるため、結論の背景等で両者区別を明らかに 	<p>コメントのとおり、基準案第14項ただし書き、指針案第19項は中間の税効果簡便法に相当する定めであるが、公開草案では四半期特有の会計処理として整理されて</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	してはどうか。	いる。また、指針案第 16 項、第 17 項の簡便的な取扱いはこの定めとは異なるものである。この点、指針案では見出しなどで明記をしており、特に誤解を招く記述はしていないため、公開草案の修正はしないこととした。
退職給付	<ul style="list-style-type: none"> 指針案第 24 項の「四半期会計期間又は期首からの累計期間」と同第 25 項の「四半期会計期間及び期首からの累計期間」の意味するところが分かりにくい。まず、退職給付費用、次に数理計算上の差異、過去勤務債務について、「発生した年度に全額費用処理する会計方針を採用している場合」とそうでない場合等に分けて、各々の場合の処理を記述した方がよい。 	コメントを踏まえ、「及び」に統一することとした。
退職給付	<ul style="list-style-type: none"> 指針案第 97 項のまた書き「また、数理計算上の差異を発生年度から費用処理する場合、・・・第 4 四半期に 1 年分の費用処理額が計上・・・」については、企業において可能であるなら、第 4 四半期に 1 年分の費用処理額を計上することに加えて、当該年度の各四半期に配賦する処理も可能として頂きたい。 	数理計算上の差異は通常年度末に生じるものであることから、公開草案の修正はしないこととした。
退職給付	<ul style="list-style-type: none"> 退職給付費用の期間按分に関して、会計基準変更時差異の費用処理方法についても言及したほうがよいのではないか。 	会計基準変更時差異の費用処理額は期首に算定した年間の退職給付費用の一つであり（退職給付会計基準六 2(2)参照）、年間費用処理額を期間按分する方法以外は考えられないことから、公開草案の修正はしないこととした。
未実現利益に係る取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 四半期会計期間の見積課税所得額（簡便法の場合は、税引前四半期純利益）を限度とするのか、累計期間の見積課税所得額（簡便法の場合は、税引前当期純利益）を限度とするのかについて、利益への影響が大きい論点であるから明確な取扱いを示す必要がある。 中間税効果 Q&A Q11 と同じ考え方を採用すべきか記載する必要がある（四半期の場合、中間よりも課税所得が少ないケースが多いので、影響が大きいと考えられるため）。 連結消去に係る一時差異の金額については、毎四半期累計の課税所得額（税引前四半期利益）が限度となるのかを明確にするか、又は、税効果会計の実務指針の整備をして頂きたい。 	コメントを踏まえて検討を行った結果、年間の見積課税所得額を限度とするものとし、適用指針案の本文、結論の背景の修正を行うとともに、設例を追加した。
未実現利益に係る取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 指針案第 30 項において損益率の記載はあるが、四半期末在庫高に占める連結会社からの仕入在庫の金額については言及されていない。第 28 項、第 29 項、第 100 項、第 101 項から読み取ることは困難と思われるので、第 101 項に考え方を追加することを検討してはどうか。 	指針案第 30 項に、中間連結原則注解 2 ロと同様、「四半期末在庫高に占める当該棚卸資産の金額」を含めるよう修正した。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
内閣府令で定める事業を行う会社の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 特定の事業を行う会社（金融商品取引法第24条の4の7に定める「上場会社等のうち内閣府令で定める事業を行う会社」）に関しては、処理基準が別途示されるという認識でよいか確認したい。 内閣府令で定める事業を行う会社について基準案とは異なる基準が適用されることとなる場合、別途の検討・準備を行う必要があるため、基準案第46項の「別途の対応」として具体的にどのような内容が検討されているのか、また、今後どのようなスケジュールでその内容が明示されるのかについて示していただきたい。 基準案第46項の「別途の対応」に加えて、監査上、四半期レビュー基準案よりも高い保証水準が求められることにより、これらの事業を行う会社の第2四半期の損益計算書の累計情報、3か月情報およびそれらの信頼性は、他業界・他業種との比較可能性を欠くものとなると考えられる。貴委員会の考えを示していただきたい。 	<p>金融商品取引法第24条の4の7の規定の趣旨を踏まえ、関係監督当局が検討するものと考えられる。</p> <p>財務情報の比較可能性と保証水準は別問題と考えられる。</p>
重要性の判断基準（数値基準）	<ul style="list-style-type: none"> 「財務諸表利用者に判断を誤らせない限り」簡便的な会計処理によることのできるとの記載が数か所あるが、多くの場合、四半期開示の限られた期間で、この要件について作成者が監査人の合意を得ることは困難と思われる。無用な混乱を回避するため、一定の定量的な水準感を示していただきたい。 	<p>会社の業種や規模によって重要性の判断は異なるものであり、また、会計基準において定量的な判断基準を明示しないという国際的な動向を勘案し、公開草案の修正はしないこととした。</p>
四半期決算手続		
年度決算と四半期決算との関係の明記	<ul style="list-style-type: none"> 本公開草案では、会計基準案第1項において、「本会計基準は、四半期財務諸表に適用される会計処理及び開示を定めることを目的とする。」と記載がされ、第9項において、「四半期連結財務諸表の作成のために採用する会計処理の原則及び手続は、四半期特有の会計処理を除き、原則として年度の財務諸表の作成にあたって採用する会計処理の原則及び手続に準拠しなければならない。」と記載がされており、準拠性のみの規定であり、四半期決算の目的及び四半期決算と年度決算との考え方の違いが明記されていない。また、会計基準案第44項では、「ただし、四半期決算手続において「四半期単位積上げ方式」を採用している場合には、有価証券の減損処理や棚卸資産の収益性の低下に伴う簿価切下げについては、その性格上、切放し法が整合的であると考えられるが、関連諸制度との整合性を考慮して、中間作成基準と同様に、継続適用を条件として、洗替え法も容認することが適当であると考えられる。」という記載がされており、四半期決算と年度決算との関係が非常に不明瞭である。したがって、「中間財務諸表作成基準注解（注1）」と同様の規定を追加するなどの方法により、四半期決算と年度決算との関係を明確にすべきである。 四半期決算と年度決算との関係が明確でないため、簡便処理や科目の集約記載の処理を実務において 	<p>四半期決算手続の考え方については、これを個々の会計処理の集合体として整理し直し、公開草案の内容を修正することとした。また、これと併せて、有価証券の減損処理や棚卸資産の収益性の低下に伴う簿価切下げに関して、四半期決算と年度決算の関係を整理するため、公開草案第44項の記載を修正した。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>採用する際の判断基準が明らかでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 四半期決算手続において認められる3つの方式のうち「累計差額方式」以外の方式を採用すると四半期財務諸表がそのまま修正されることなく年度決算の一部を構成されるため、簡便的な会計処理や四半期特有の会計処理を容認すると年度決算の品質低下に直結することが懸念されることから、年度決算との関係についての整理することが必要であると考え。 	<p>年度決算においては、簡便的な会計処理で行われたものは本来の会計処理に基づいて算定する必要があると考えられる。</p>
四半期決算手続	<ul style="list-style-type: none"> 四半期財務諸表の性格として、実績主義を採用するとしているが（第38項）、四半期決算手続としては「四半期単位積上げ方式」、「累計差額方式」、「折衷方式」のいずれの方式も選択できるとされている。為替換算の影響がある場合のほか、棚卸資産の評価に売価還元法を採用している場合等においても重要な差異が生じる可能性があることに言及するとともに、原則的な方法を示し、どのような場合に例外的な処理を採用できるかの要件を明示すべきである。 「四半期単位積上げ方式」「折衷方式」において「簡便的な会計処理」や「四半期特有の会計処理」を容認する場合でも、「財務諸表利用者の判断を誤らせない限り」等の要件の程度は「累計差額方式」の場合に比して相当に厳格に定義・運用されるべきと考える。これらを考慮すると、「累計差額方式」が原則的方法であり、「四半期単位積上げ方式」や「折衷方式」は例外的方法として限定的に容認される位置付けに留めることが適当であると考え。 基準案は、四半期決算手続につき3つの方法を示し、いずれの方法を選択するかは、財務諸表作成者に委ねられているとする（同第40項）。しかし、いずれの方法を採用するかが委ねられているのは、「経済的実態を見誤らせるおそれがないと考えられる場合」であり、そうでない場合には、「四半期単位積み上げ方式」を基本とすべきであると考えているようにも思える。もし、そのように考えているのであれば、その点を結論の背景ではなく、基準として明らかにすべきであり、もしそうでないとしたならば、「経済的実態を見誤らせるおそれがないと考えられる場合」という表現を削除すべきである。 企業間の比較可能性を重視するのであれば、どの四半期決算手続きを原則とすべきかを「基準」において明らかにすべきとの意見もあった。この場合、どの四半期決算手続きを原則とすべきかについては、四半期損益情報として、3ヶ月情報と期首からの累計額情報のどちらを重視しているかと密接な関係を有しているので、この点に関する「基準」の立場を明らかにし、それと整合する四半期決算手続きを原則的な手続きとして明らかにすべきである。 	<p>四半期決算手続は、個々の会計処理の集合体として整理することができ、かつ、特定の方式でないと適切な情報開示が行えないということでは必ずしもないことを踏まえて、基準案での四半期決算手続に関連する記載を修正を行った。</p> <p>なお、採用する四半期決算手続により違いが生じる会計処理は、①為替換算、②有価証券や棚卸資産の評価方法、③有価証券や棚卸資産の評価基準において年度では切放し法を採用している場合であると考えられる。</p>
採用した四半期決算手続の開示の要否	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、外貨建収益及び費用の為替換算において、その採用する換算方法によって経済的実態を見誤らせる可能性がある場合でも、どの方法を採用しているかの内容が四半期財務諸表に何も開示されないことになる。したがって、そのような四半期財務諸表に影響を与える会計処理に対しては、必要な 	<p>四半期決算手続は、個々の会計処理方法の集約されたものとして整理することができることから、四半期決算手続そのものを</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>内容を年度の財務諸表の会計方針に注記事項として開示させるなどの方法により、財務諸表利用者の判断を誤らせない対策が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連結における海外子会社の損益計算書の換算で影響があると思うが、四半期決算の考え方を積上げ方式、累計差額方式のいずれにするかを企業の選択に任せる以上、開示を求めているかどうか ・四半期決算手続の方式の選択も、会計処理の方法の選択の一つであると考えられるため、どの方式を選択したかを開示を求めることが必要だと思われるがどうか。 ・四半期決算手続として採用した方式により、四半期連結損益計算書又は四半期損益計算書の数値に大きな影響を与えらると思われるので、その採用した方式を注記により開示すべきではないかとの意見があった。 	<p>会計処理方法としては位置づけないこととした。</p> <p>なお、米国基準や国際会計基準では四半期決算手続については言及しておらず、採用した方式についての開示も求めている。</p>
四半期決算手続の継続適用	<ul style="list-style-type: none"> ・連結における海外子会社の損益計算書の換算で影響があると思うが、四半期決算の考え方を積上げ方式、累計差額方式のいずれにするかを企業の選択に任せる以上、継続適用についても言及してはどうか。 ・四半期決算手続の方式の選択も、会計処理の方法の選択の一つであると考えられるため、処理方式の継続性を求めることが必要だと思われるがどうか。 	<p>四半期決算手続は、個々の会計処理の集合体として整理されたことから、個々の会計処理の継続適用が求められることになると思われる。</p>
切放し法を採用している場合の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・基準案第 44 項において、有価証券の減損処理等における切放し法の考え方と、四半期積上げ方式については、その性格上整合的であると言明しつつ、関連諸制度との整合性を考慮し、洗替え方式も容認するとしている。このように会計上の性格とは別の議論で容認が行われているため、実務の混乱を避けるためにも、対応関係を示した上で、何がどこまで容認されるのかについて、適用指針等で記載してはどうか。 ・四半期決算と年度決算の関係が明示されていない現状において、四半期決算で切放し法を採用している場合の、年度の財務諸表における整合性はどうするのが不明確なため、考え方を整理のうえ、追加記載を検討してはどうか。(第 3 四半期の切放し法適用後簿価を使用して、年度決算の減損判定(評価損益の算定)を行うのか、四半期決算における切放し法適用後の簿価とは関係なく、年度は前期末簿価を基準とした切放し法による評価を行うのか、適用上の混乱が予想される。) 	<p>四半期決算手続は個々の会計処理の集合体として整理できるとされたことを踏まえ、この点の考え方も整理し直し、公開草案第 4 項及び第 8 項の記述を修正した。</p>
為替換算	<ul style="list-style-type: none"> ・基準案第 45 項の記述は現行の外貨建取引会計基準に基づく年度の連結手続で海外子会社の損益計算書を期中平均レートや期末レートで換算する方法を否定していないか。 ・換算レートに期末日レート等を使用することは、外貨建取引等会計処理基準において認められているものであり、実務の便を考慮しても無条件に認められるべきものであると史料する。特に、四半期毎の売上の変動があまりない場合は、累計差額方式を採用し、かつ、6ヶ月平均や年平均の換算レートを使用している場合、特に経済的実態を誤らせる可能性は低いと考えられるので、このような事情につ 	<p>外貨建取引等会計基準で掲げられている期中平均レートや期末レートで換算する方法を否定するものではない。</p> <p>基準案第 20 項で、四半期特有の会計処理及び簡便的な会計処理を除き、年度と四半期では同一の会計処理を適用することと</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>いても基準上考慮すべきと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> 仮に、年度決算において期末日レート等を用いた外貨換算を行っている会社が、当ルールに従い、四半期決算においてはそれぞれの3ヶ月平均レートを用いて外貨換算を行った場合、第3四半期までの累計情報と年度決算情報との連続性が損なわれる可能性がある。 	<p>しているので、為替換算において、四半期で3か月平均を採用し、年度で期末日レートを採用することは認められないと考える。</p>
<p>第2四半期以降に会計方針を変更した場合、四半期決算手続の違いにより異なる結果となるか</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第2四半期以降に会計方針の変更を行った場合において、累計の四半期財務諸表を「四半期単位積上げ方式」で作成する場合には、会計方針の変更を行った四半期会計期間より前の期間は、変更前の会計方針で作成され、変更を行った期以降は変更後の会計方針で作成されるということになると思われるが、こうした理解でよいかを確認したい。 一方、同様の変更を行った場合において、「累計差額方式」を採用する場合には、累計の四半期財務諸表は変更後の会計方針で作成され、「四半期単位積上げ方式」で作成する場合は異なる結果となる場合が想定される。また、3か月間の四半期財務諸表を「累計差額方式」で作成する場合には、累計四半期財務諸表が変更後の会計方針で作成され、変更前の会計方針を適用した3か月間の四半期財務諸表を控除して当該四半期の四半期財務諸表を作成すると、当該四半期の四半期財務諸表に変更が過度に影響する可能性もある。したがって、これらの取り扱いについて、明確にすべきである。 	<p>四半期決算手続は個々の会計処理の集合体として整理できるとされたことを踏まえると、会計処理方法の変更内容によると考えられ、個々の会計処理方法に基づいて整理することで足りると考えられる。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
注記事項		
注記事項全般	<ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも、注記(基準案第 19 項及び指針案 34 項以下)をこれ以上削減することは望ましくない。 ・基準案が注記を求める事項は、IFRSs や米国基準等で求められているものより詳細で広範なものとなっている(例: 1 株当たり純資産、発行済株式総数、有価証券関係等)。コンバージェンスの必要から会計処理の複雑性等が増しているとともに、四半期財務諸表では、情報開示の適時性が求められていることから、国際基準等で注記が求められていない注記事項等については開示の必要性について再検討すべきである。 	<p>米国での四半期開示の実務においては、SEC 規則に基づき、財務諸表項目で著しく変動したもの等については開示を求めている。また、国際会計基準は最低限の注記項目を示し、追加的な開示は個々の企業と監査人の判断に委ねる形をとっている。公開草案は、特に、四半期開示が定着している米国の状況を参考にしつつ、我が国における現行の開示も踏まえたものである。</p> <p>注記事項の範囲及び内容については、検討の前提とした金融審報告では、「財務情報が投資判断を行うために必要な詳しさのものとなっていること」を求めていることを踏まえつつ、開示の適時性も考慮に入れて、引き続き検討を行った結果、公開草案を大きく変更しないこととした。</p>
会計処理の原則及び手続の変更の注記		
四半期会計期間の遡及修正	<p>第 2 四半期以降の会計方針の変更は遡及修正すべき又は遡及修正を容認すべきである。(3 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四半期財務諸表の目的である収益動向の適時な把握のためには、遡及再表示により適切な期間比較を確保することが最も合理的な対応方法であり、注記による対応は情報内容が煩雑となり利用者にとっての有用性を損なうものであると考える。監査人のレビュー手続を前提とした四半期開示制度は、従来の中間財務諸表制度とは異なる枠組みと考えられるため、基準案第 54 項で言及されているような従来の実務慣行や監査制度との関係は、遡及再表示を導入しない十分な理由とは言えないものと考えられる。 ・投資家等の財務諸表利用者に分かり易い財務諸表の開示ができる完成度の高い会計基準の設定のため、議論を先延ばしするのではなく、四半期財務諸表の会計基準で過年度遡及修正の導入の問題を解決すべきではないか。 ・第 2 四半期以降での重要な会計処理の原則及び手続の変更は年度決算における過年度遡及修正と異なる 	<p>年度における遡及修正の考え方を整理する中で四半期における遡及修正も検討するとした検討経緯を踏まえ、公開草案の修正はしないこととした。</p> <p>なお、今後、当委員会内の遡及修正プロジェクトで検討対象の 1 つとしていく方針である。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	り、同一会計期間における変更であるので、年度決算における過年度遡及修正と同一に考える必要はないため、選択的に同一会計期間内の遡及的な修正も認め、その旨を開示することも認めるべきではないか。	
過年度遡及修正との関係	遡及再表示した四半期財務諸表の開示は求めず、注記対応としたのは「過年度遡及修正の検討（IASBとのコンバージェンス・プロジェクトの長期的な検討課題）」と合わせて今後検討するためと理解しているが、その旨、明記すべきと考える。	基準案 54 項でその旨を記載している。
過年度遡及修正との関係	第 2 四半期以降で自発的に行う重要な会計処理の原則及び手続の変更について、四半期における会計処理の検討とは別に、過年度修正再表示の検討を進め、取りまとめていただきたい。わが国では、過年度修正再表示の慣行がないため合意形成に時間を要すると考えられることや実施時期にも十分な配慮が求められる。	当委員会内の遡及修正プロジェクトで検討を行っていくこととしている。
開示例を適用指針に付すべきである	今回の公開草案公表にあたって公表されている「本公開草案の概要」に記載されている【参考 1】【参考 2】について、基準又は適用指針における【設例】として正式に記載してはどうか。特に、【参考 2】に記載されている、「第 2 四半期以降に自発的に重要な会計処理及び手続を変更した場合における影響額の記載」については、影響額算定の方法が複雑なため、設例による解説を明示ねがいたい。	【参考 2】については、理解が容易にできるように、記載の仕方を再検討した上で、適用指針に付録として添付した。 【参考 1】については、公開草案に基づく四半期財務諸表の理解のために作成したものであり、今後公表される四半期財務諸表に関する省令との関係もあり、適用指針等で示す必要はないものと考えた。
記載する影響額	「本公開草案の概要」16 頁のケース 1①当期(Q2 での開示)の「基準案第 19 項(3)及び第 25 項(2) : Q1 を B で行った場合の影響額を記載」については、翌年度の対前期比較において記載することとし、Q2 の時点での開示は不要として頂きたい(ケース 2 についても同様)。	同一年度内の過去の四半期との比較が損なわれるため、累計情報(Q2 の場合は Q1 のみ)については変更した四半期時点において開示することが必要と考えられるため、公開草案の修正はしないこととした。
注記内容	(1) 重要な会計処理の原則及び手続について変更を行った場合の影響額の内容とは、どのような額であるかを、適用指針ではなく基準に記載すべきである(基準案第 19 項(2)、第 25 項(1))。 (2) 当年度の第 2 四半期以降に自発的に重要な会計処理の原則及び手続を変更した場合には、①前期までの会計処理を当期に採用したとした場合の影響額(累計額)と、②当期の会計処理の方法を前期に採用した場合の影響額(累計額)の両方が注記されることになるが、会計方針の変更の影響を加味して財務諸表の期間比較可能性を確保する観点からは、片方の情報が開示されれば十分であ	(1)他の会計基準等(企業結合会計基準等)においても同様の取扱いとなっていることなどを踏まえたものである。 (2)現行の年度と中間での首尾一貫性を欠く場合の注記を参考にした定めであり、これよりも詳細な開示を求めるものではない。期間比較(年度比較、四半期間

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>り、また、事業年度よりも詳細な開示を求めることになると考えられることから、開示内容を整理すべきである（基準案第 19 項 (3)、第 25 項 (2)）。</p> <p>(3) 前年度に自発的に重要な会計処理の原則及び手続を変更し、前年度の四半期と今年度の四半期における重要な会計処理の原則及び手続の間に相違がある場合には、(2) に加え、今期の会計処理の方法を前期に採用した場合の当該四半期会計期間（3 か月情報）の注記が求められており、注記の整理を行うべきである（基準案第 19 項 (4)、第 25 項 (3)）。</p>	<p>比較)を適切に行うためには必要な情報である。</p> <p>(3)も、現行の年度と中間での首尾一貫性を欠く場合の翌中間期での記載を参考にしたものである。前期の期中に変更した場合、当四半期の 3 か月情報と前年同四半期との比較を行うためには、3 か月情報の影響額の影響額の注記も必要と考えられる。これらを踏まえ、公開草案を修正しないこととした。</p>
注記内容	<p>基準案 19 項(4)について、四半期会計期間と累計期間への影響額の開示を求めているが、実務負担が重くなるため、基準案 19 項(2)(3)同様、前年度の財務諸表についても、累計への影響額（概算）の開示としていただきたい。セグメント情報に係る会計方針の変更の影響額の記載についても同様である。[適 41、46、49、106]</p>	<p>前期の期中に変更した場合、当四半期の 3 か月情報と前年同四半期との比較を行うためには、3 か月情報の影響額の影響額の注記も必要と考えられる。なお、実務負担が重いとする指摘を踏まえて、セグメント情報に係る会計方針の変更の記載についても、実務上困難な場合には影響額の記載を求めず、その旨及びその理由を記載することとするよう、適用指針案を修正することとした。</p>
実務上困難な場合	<p>影響額の算定が実務上困難な場合には、注記を行わないことができるとの定めが随所に見られるが、安易に注記が省略されるおそれがあることから、どのような場合が実務上困難な場合であるかについて、適用指針で例示又は考え方を示すこと等により明らかにすべき。</p>	<p>米国基準や国際会計基準でも具体的な例は示されておらず、わが国独自の取扱いを設けて記載する必要があるのか検討した結果、公開草案を修正しないこととした。</p>
資本連結	<p>資本連結の説明が不明確（2 件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「資本連結をやり直さないなど適当な方法による概算額」との記述について、文脈から意味を読み取ることが難しいため、追加説明を記載していただきたい。 ・資本連結をやり直さない理由は、手間を要するのに比して影響が乏しいと考えられる場合や、資本連結をやり直すと適時に影響額を算定できない場合等であり、資本連結をやり直すことにより、通常影響額はより正確に把握できることになる。したがって、資本連結をやり直さないこと 	<p>コメントを踏まえて検討をした結果、実務対応報告第 18 号ですでに使われている表現であることを踏まえ、公開草案を修正しないこととした。</p> <p>資本連結をやり直さないことは「適時に正確に」影響額を算定できない場合に認めら</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	の理由を明確にすべきである。	れていることから、理由は明確である。
企業結合の注記		
開示項目の絞り込み	企業結合・事業分離の注記事項については、適時開示の観点から、必要最小限の開示とするよう検討をお願いしたい。	米国基準や国際会計基準も参考にして、開示項目が最小限となるように検討した結果であるため、公開草案の修正はしないこととした。
共通支配下取引での発生したのれんに関する事項	共通支配下の取引等により生ずるのれんは簿価差額として生ずるものであるため、その発生原因を特定することは困難と考えられ、パーチェス法を適用した重要な企業結合に関する注記事項に準じて処理することはできない。したがって、重要な共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成についても、「発生したのれんに関する事項」として何を注記すべきかを明らかにすべきである。	この注記は四半期会計基準特有の事項ではなく、年度の注記として企業結合会計基準でも同様に定められている注記であるため、特に明瞭化の必要性はないと考えられる。
プーリング法を適用した企業結合の注記	基準案第 19(17)②イに関して、適時性の観点から 45 日以内での開示が求められているため、影響額の算定を行うことが実務上困難な場合を想定して、影響額の記載に替えて、その旨及びその理由の開示が求められていると思われるが、この部分について、時間的制約がなくなる翌四半期における開示についても、追加検討してはどうか。	正確な記載ができない場合には概算額の記載を求めている。コメントを踏まえて検討をした結果、特に追加をしないこととした。
パーチェス法を適用した企業結合の注記	パーチェス法を適用した企業結合が期首に完了した仮定した場合の影響の概算額は、監査を実施することが困難であることから、年度の監査や中間監査の対象となっていない。四半期レビューにおいても、同様にレビュー対象とならないことを確認したい。	年度でも注記事項とされているものである。当該事項がレビュー対象外となるかどうかは、関係当局の対応によるものと考えられる。
プーリング法を適用した企業結合の注記	企業結合会計基準では、合併が持分の結合と判定された場合のみ、期首から直前の四半期会計期間の末日までの累計期間への影響に完了したときの影響の概算額を注記することが求められているが、四半期に関しては、より一般的に「持分プーリングを適用した企業結合」とされている。実質的内容が異なるのであれば表現を統一すべきであり、内容が異なるのであれば、年度の財務諸表と四半期財務諸表において異なる注記を求める理由を説明すべきである。	基準案第 19 項(17)②イ、ウについて、合併が持分の結合と判定された場合に求められる注記であることを明瞭にするかを検討した結果、公開草案のままだでも明瞭なため、これを修正しないこととされた。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
セグメント情報の注記		
全般的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示の適時性・迅速性を重視するのであれば、開示対象外とすべきである。仮に開示対象とする場合には、セグメント別売上高及び営業損益情報は、セグメント別資産関連情報と同様に、前年同期比等において著しい変動があった場合にその概要の開示を求める扱いとすることが妥当な事項である。少なくともセグメント情報の3か月情報の開示は、事務負担の観点から不要または任意とすべきである。 ・ 「地域別セグメント」及び「海外売上高」の開示が求められているが、地域別の経営管理をしていない場合などは、当該情報は有用な情報を投資家に必ずしも提供しているとはいえないことから、あくまでセグメント情報は経営管理として使用しているものを開示し、「地域別セグメント」及び「海外売上高」などは、任意開示項目としていただきたく、検討をお願いしたい。 <p>また、損益項目についても、「売上高」「営業損益」と限定せず、企業の業態に合わせた開示科目の選択（たとえば、「売上総利益」と「経常利益」を開示するなど）できる余地を残していただきたい。</p> <p>セグメント別資産金額に著しい変動があった場合には、その概要を開示することとされているが、比較可能性を高めるために、前連結会計年度末の資産金額も開示することとしたほうがよいのではないか。</p>	<p>検討の結果、セグメント情報は財務諸表利用者において開示ニーズが強く、金融審報告書でも示されていることを踏まえ、公開草案の修正はしないこととした。</p> <p>また、3か月情報については、累計情報からの差額計算も可能であり、大きな事務負担にはならないと考えられた。</p> <p>なお、当委員会のセグメント情報開示専門委員会にてセグメント情報の開示について、米国基準や国際会計基準と同様にマネージメント・アプローチを採用する方向で検討している。</p> <p>検討の結果、過去に公表された財務諸表の入手が容易であるということを前提とする注記の基本的な考え方を踏まえ、公開草案の修正はしないこととした。</p>
セグメント区分の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ セグメント情報においても、変更影響額の開示が求められているが、当該影響額の開示には、基準案19項(3)(4)で求めるものと同様、首尾一貫性の影響を含めた開示が求められているのか、明確に記載すべきだと考えるがどうか。 ・ 基準案は、企業結合や事業分離などにより事業の種類別セグメント情報に係るセグメント別資産に著しい変動があった場合に、その概要の開示を求めているが、売上高等を表示するセグメントの区分を変更するときの取扱いについては定められていない。セグメントの区分を変更した場合には、原則としてセグメンテーションの変更と考えるが、場合によっては四半期固有の考え方として、表示方法の変更として扱うことが可能か、という点について基準等においてその取扱いを明確にすべきである。 	<p>年度に準じた記載方法によることとし、セグメンテーションの方法・営業費用の配分方法の変更の場合、影響額に代えて、遡及して作成し直したものを記載することができる旨の追加記載を行った（結論の背景）。</p> <p>指針案第41項等にて示されており、年度の取扱いとの整合性を図る観点から、公開草案を修正しないこととした。</p> <p>なお、期中でセグメンテーションを変更した場合、年度では期首からの新しいセグメンテーションでの開示を行うこととなる</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
四半期個別財務諸表を開示する場合の取扱い	四半期財務諸表は連結財務諸表を開示対象とし、連結財務諸表が作成されない場合にのみ、個別財務諸表の開示が求められていることから、四半期個別財務諸表が開示される場合には、セグメント情報が開示されない。しかし、四半期連結財務諸表を開示する会社と四半期個別財務諸表を開示する会社との整合性を保つ必要性から、四半期個別財務諸表が開示される場合にも、セグメント情報を開示すべきである。	ことから、年度との整合性から、四半期段階でも期首に遡及して作成し直した開示が求められることになると考えられる。 個別財務諸表ではセグメント情報の開示が年度財務諸表でも求められていないことを踏まえ、公開草案の修正はしないこととした。なお、指摘の点は、当委員会のセグメント情報開示専門委員会での検討対象とされている。
継続企業の前提の注記		
継続企業の前提	<p>継続企業の前提に重要な疑義が存在する場合の注記については、財務諸表等規則第8条の27に準じた注記とし、会計基準において具体的な注記事項を明記する等の手当てを行うことが適当である。</p> <p>(理由)</p> <p>① 会計基準案第19項(14)及び第25項(12)では、継続企業の前提に重要な疑義が存在する場合には、「その旨、その内容及び経営者の対応等」を注記しなければならないとされている。しかしながら、継続企業の前提に重要な疑義が存在する場合の注記については、四半期特有の制約があるとしても、投資家等にとって重要な情報であることから、基本的には四半期においても年度と同様、財務諸表等規則第8条の27に準じた注記（経営者の対応及び経営計画については、少なくとも当該四半期会計期間の属する事業年度末までのもの）を行う必要があると考えられる。</p> <p>② また、四半期特有の制約等から不確定要素があるということであれば、その旨も併せて注記することが適当と考えられる。</p> <p>③ この継続企業の前提に係る注記は、基本的かつ重要な事項であることから、まず会計基準レベル、すなわち会計基準の本文において具体的な注記事項を明記するとともに、結論の背景において四半期特有の制約等を踏まえ、基本的な考え方を示し、必要に応じて適用指針で更なる説明等を行うことが適当である。このような対応は、現在、新たな会計基準等の開発に当たっては、当該会計基準等により注記事項が定められ、これを受けて開示規則において法制化するという慣行が出来上がっていると考えられ、この流れに沿うものと考えられる。このようなことからすれば、基準案第58項なお書きは特に必要ないものと思われる。</p> <p>④ そのほか、四半期特有の対応として、例えば、四半期会計期間末日における債務超過等財務指標</p>	<p>① 基準案第19項(14)等については、コメントを踏まえ、内容をより明確化するための修正をすることとした。なお、経営者の対応及び経営計画については、基準案第58項に記載することとした。</p> <p>② 四半期特有の制約を鑑み、経営者の対応等で留意すべき事項を基準案第58項に追加記載することとした。</p> <p>③ 年度の取扱いについて会計基準で定められていないことを踏まえて、基準本文では定めないこととした。</p> <p>④ 四半期会計期間の末日に存在した継</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>の悪化が一時的なものであり、事業年度末日までに解消することが確実に見込まれる場合には、継続企業の前提に重要な疑義が存在する場合の注記は要しないと考えられるが、その旨及びその理由を会計基準第 19 項(21)又は第 25 項(20)のその他の事項として注記を求める等の措置も検討する必要があると考えられる。</p>	<p>続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が、四半期財務諸表を作成する日までの間に解消又は大幅に改善した場合の対応を基準案第 58 項に追加することとした。</p>
その他の注記		
後発事象（第 19 項(19)）	<ul style="list-style-type: none"> 「四半期財務諸表を作成する日まで」に発生した重要な後発事象を開示することが求められているが、「作成する日」というのは四半期財務諸表の作成を開始した日なのか、作成中の日か、完成した日か、又は監査人に提出した日か明確でない。後発事象に関して、年度財務諸表と異なる取扱いとすべき理由は見当たらないことから、財務諸表等規則の表現と同様に、「四半期貸借対照表日後に発生した後発事象」とすべきである。 修正後発事象は判断または見積もりに依拠する要因が多く、また、特に金融機関では与信費用の再計算等について実務負担が大きい。したがって、作業期間が限定される四半期開示においては、注記対象外とするか、または修正後発事象に該当する場合であっても非財務情報として開示する範囲を拡大する等の取扱いとしていただきたい。 	<p>公開草案の表現は中間財務諸表作成基準のものと同様であり、また、指針案第 110 項にも考え方を記載していることを踏まえ、公開草案の修正をしないこととした。</p> <p>修正後発事象は開示後発事象と異なり、財務諸表そのものの修正が当然に必要な項目であるため（監査委員会報告第 76 号参照）、公開草案の修正はしないこととした。</p>
偶発債務（第 19 項(16)）	<ul style="list-style-type: none"> 金額及びその内容（種類及び保証先など）を記載することが求められているが、実務の便を考慮し、開示不要とするか、前年度末の金額と比較して著しい変動があった場合に限定すべきである。 偶発債務は集計の実務負担が重い（個別・連結とも）、重要な偶発債務の内容のみの注記（合計額は不要）としていただきたい。 参考資料（イメージ）における「その他」及び「合計額」が何を意味するかが不明であるので、何を注記すべきかを「指針」等に明示すべきである。 	<p>重要な偶発債務は、財務諸表本体からは把握できず、財務諸表利用者の意思決定に大きな影響を与えると考えられることから、金額の開示も必要であると考えられる。また、内容及び金額という表現は財規と同様である。検討の結果、これらの点を踏まえ、公開草案の修正はしないこととした。</p> <p>参考資料（ひな型）は、あくまで公開草案の理解のための参考として提示したものである。</p>
新株予約権（指針第 62 項）	<p>指針案第 62 項(1)で開示を要求している「新株予約権の目的となる株式の種類、数」における新株予約権の意味が分かりづらい。親会社が保有する自己新株予約権を指すとすれば、「当該」の語を前に加えるべきである。</p>	<p>「親会社が発行した新株予約権を親会社が保有している場合には」と記載しているので文意は明確であり、公開草案の修正はしないこととした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
表示方法の変更（第 19 項 (5)）	表示方法の変更に係る注記は、前年度の四半期財務諸表との比較を行うために必要な事項のみとし、当年度における当該四半期会計期間よりも前の四半期会計期間の財務諸表との比較を行うための事項は不要としていただきたい。	検討の結果、コメントを踏まえた内容の修正を行うこととした。
持分法損益第 25 項 (14)	<ul style="list-style-type: none"> ・フランス等の在外の持分法適用会社の中には、現地の法令又は基準等で四半期情報の開示が行われていないものがあり、他の一般株主に対する情報開示との公平性の観点から、一部の株主（その他関係会社）にのみ、四半期情報を開示することはできないとし、四半期情報の入手が困難な場合があるので、特例が認められるのか。認められる場合には、どのような内容を開示する必要があるかを明示すべき。 ・欧州では上場会社でも四半期開示制度が導入されていない地域があり、未開示の資料を特定の株主のみに先行して開示することは投資先弁護士から否定的な見解が示されている。その場合、①未レビューの会社提示の P/L で持分法を実施すべきか、②四半期での実施を省略するか、③年度の見通しから推定した利益を利用すべきか、といった取扱いを明示すべき。 	極めて特殊な状況によるものであり、会計基準で対応することは難しいと考えられる。
リース	<ul style="list-style-type: none"> ・新リース会計基準によりファイナンス・リース取引は個々のリース資産に重要性がないと認められる場合を除き資産計上が行われるため、経過措置として過去から賃貸借に準ずる処理を採用している取引のみが注記の対象となると考えられる。しかし、このような取引に今後著しい変動が起こる見込みは殆どなく、注記を省略したとしても財務諸表利用者の判断を誤らせるとは到底考えられない。したがって、リース取引については四半期財務諸表における注記の対象外とすべきである。 ・四半期公開草案公表後、あるいは、確定後に新たに設けられる会計基準について、その四半期決算における取扱いを検討すべきである。具体的には現在検討中のリース会計基準に関しては適用指針 81 項の修正が必要である。 	リース取引に係る注記については、これらコメントを踏まえた検討をリース会計専門委員会で別途行うこととし、四半期の取扱いについてもリース会計基準・同指針の中で定めることとした。
担保、デリバティブ	リース、担保、デリバティブについては実務上の作業負担を考慮し、開示不要の方向で検討をお願いしたい。	<p>（リースの取扱いは上記参照）</p> <p>財務諸表利用者が企業集団又は企業の四半期会計期間及び期首からの累計期間に係る財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項があるときに記載を求めているものであるため、公開草案の修正はしないこととした。</p> <p>なお、これらの項目については、前年度末と当該四半期会計期間末を比較して著しい変動がある場合にのみ、当該四半期会計</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>期間末の情報を注記することとし、また、適時に正確な金額を把握することができない場合には、概算額によって記載することもできることとし作業負担を考慮している。</p>
<p>配当</p>	<p>指針案同 64 項 (2) の表現は、会社計算規則 136 条 3 号ロの表現と平仄を合わせたものとなっているが、会社法 454 条 1 項に基づき配当決議時に定めなければならない配当財産の帳簿価額を効力発生日における時価とすることは困難と思われる。このことは、会社法又は会社計算規則の問題であるかもしれないが、用語を変更すべきだと思われる。</p>	<p>株主資本等変動計算書の注記事項 (株主資本等変動計算書に関する適用指針第 13 項 (4)②と同様であり、時価は既に判明しているため、公開草案の修正しないこととした。</p>
<p>ストック・オプション</p>	<p>基準案第 19 項 (11)、指針案第 63 項では、ストック・オプションの注記を求めている。ストック・オプションに関しては、最近、米国でも会計操作が問題となっている。この点を考えても、基準案・指針案レベルの開示は必要である。</p>	<p>公開草案の考え方に賛成するコメントである。</p>
<p>キャッシュ・フロー計算書</p>	<p>「営業活動によるキャッシュ・フロー」の表示にあたっては、「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準注解」(注 7) の様式 1 及び様式 2 で示されている小計欄の上の部分と下の部分で、意味合いが異なること及び年度の開示との整合性を保つ観点から必要と考えられるから「小計」の記載は省略すべきではない。また、小計欄の記載省略によっても、簡便的な処理にはならないと考えられる。</p>	<p>開示の適時性の観点からの容認規定であり、公開草案の修正はしないこととした。</p>
<p>株主資本の変動</p>	<p>適用指針 65 項において、「株主資本の金額に著しい変動があった場合」の著しい変動の有無は、前年度末の金額と比較して判断するものとするが、同時 (もしくは短期間) に行われる場合の、自己株式を取得・処分等、純額では株主資本の金額に変動はない取引に関する取扱についても、追加記載してはどうか。</p>	<p>コメントの趣旨を踏まえ、科目ごとに総額で記載することを検討したが、開示の適時性との比較の観点から、そこまでの情報を開示する必要性は乏しいと考えられたため、公開草案を修正しないこととした。</p>
<p>指針 § 55 1 株利益</p>	<p>1 株当たり四半期純損益については、3 か月ベースのものは任意開示とすべき。</p>	<p>検討の結果、利用者サイドの要望も強いことから、公開草案の修正はしないこととした。</p>
<p>1 株利益</p>	<p>財務諸表の作成に累計差額方式を認めている一方で、1 株当たり四半期純損益の算定にはそれを認めていないと思われる記述が適用指針第 107 項にあるが、矛盾していないか。</p>	<p>指針案第 107 項の記載は、発行済株式数の大幅な変動により 1 株当たり四半期純損益が大きく変動する等、差し引き計算で算定することは適当ではないと考えられたものである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
基準 § 19(8)、指針 § 52 1 株利益算定基礎	1 株当たり四半期純損益等に係る算定上の基礎は任意開示としていただきたい。	利用者サイドの要望も強いこと、算定上の基礎の変動によって、EPS 等の数値が大きく変動することもあるので公開草案の修正をしないこととした。
最大発行可能株式数等	EPS の算定上の基礎（適用指針（案）52 項）については、(5)の潜在株式数を変動の如何にかかわらず開示すると共に、最大限でどれくらい株式が発行されるかという情報の開示を要望する強い意見があった。MSCB のように転換株数が確定していない商品による資金調達が行われる場合、投資家にとって最大発行可能株数の把握が重要になるが、一般投資家にとってこれが技術的に困難なためである。 ・最大限でどれくらい株式が発行されるかという情報は（例えば、MSCB などを発行している企業の EPS が将来どの程度低下するかを投資家が把握する上で）有用であり、開示を求めてもよい。	希薄化効果を有しない潜在株式の概要については、変動情報のみでも、前年度の情報と合わせて把握することも可能と考えられるため、公開草案の修正はしないこととした。最大発行可能株数については、1 株当たり情報とは必ずしも直結せず、非財務情報とも考えられるため、公開草案の修正はしないこととした。
概算額	「企業集団または企業の事業運営にあたっての重要な項目」、「前年度末と比較して著しく変動している」についての判断基準、および「適時に正確な金額を把握することができない場合」の「概算額」の考え方について明らかにされるべきである。	「企業集団または企業の事業運営にあたっての重要な項目」、「前年度末と比較して著しく変動している」についての判断基準については、個々のケースによって異なるものであり、一般的に示すことは困難と考えられることから、公開草案の修正はしないこととした。 「概算額」についても、財規ガイドライン等でもすでに用いられている文言であり、公開草案の修正はしないこととした。
概算額	四半期開示においては、適時性が要求されるとはいえ、会計帳簿や証憑あるいは適切な計算根拠等に基づいた金額であることが必要であり、概算額を認めるのは限定的にすべきである。	基本的には、「適時に正確な金額を把握することができない場合」という限定を付しているもののほかは、企業結合のように年度の取扱いとの整合性から概算となっているものである。したがって、公開草案の修正はしないこととした。
その他	・会計基準第 40 項の四半期決算手続における「四半期決算手続として、「四半期単位積上げ方式」、「累計差額方式」、「折衷方式」のすべてを容認し、その選択は財務諸表作成者に委ねることとした」といった	・四半期決算手続については、p10 参照。 ・原価差異の繰延処理、後入先出法における

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>点や、適用指針(案)第4項における有価証券の減損に係る切離し法と洗替え法の選択)など、作成における重要な事項に関する開示が十分ではないと思われる。したがって、任意選択とした以下の四半期財務諸表の会計処理については、投資家保護や比較可能性を保つ為にも採用した会計処理が判るように注記にて開示すべきと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積上げ方式 or 累計差額方式 or 折衷方式の選択 ・原価差異の繰延処理 ・後入先出法における売上原価修正 ・有価証券及び棚卸資産の減損処理に係る切放し法と洗替え法 ・簡便的な会計処理(税金費用の計算等) 	<p>売上原価修正、簡便的な会計処理(税金費用の計算等)については、重要性が乏しい場合を除き、注記することとしている(基準案19項(6)ほか)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有価証券及び棚卸資産の減損処理に係る切放し法と洗替え法について、棚卸資産の低価法を採用した場合の切放し法と洗替え法の処理について、会計方針に記載している事例はわずかであり、特に求めないこととした。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「簡便的な会計処理及び四半期特有の会計処理を採用している場合には、その旨及びその内容」については、「簡便的な会計処理」の趣旨に鑑みて、重要な場合に注記することとして頂きたい。また、「四半期特有の会計処理」は、四半期財務諸表において認められた会計処理であり、基本的に注記は不要。仮に注記をすとしても、重要な場合に注記することとして頂きたい(個別財務諸表についても同様)。 ・簡便的な会計処理及び四半期特有の会計処理[基19(6)、適38]については、四半期特有の会計処理を採用している場合のみ、その旨を注記することとし、簡便な会計処理を採用している場合の注記は任意開示としていただきたい。 	<p>いずれの場合も重要性が乏しい場合を除き、開示を求めているものであるため、公開草案の修正はしないこととした。</p>
追加情報	<ul style="list-style-type: none"> ・「著しい変動」とあるが、業種・業態・規模によりその度合いが異なり、作成側に混乱を招く可能性があり、影響の度合いを考慮した開示の作業であれば、実務作業量は変わらない。予め省くことが可能な注記事項は明示すべきである。 ・「重要なその他の事項」として、日本公認会計士協会監査委員会報告第77号「追加情報の注記について」に記載されている事項が掲げられているが、当該追加情報に該当する事項をすべて記載することは、作成期間に制約がある中では実務上困難である。一定の範囲に限定する必要があると考える。 ・時価会計を適用し評価差額を損益処理している場合のデリバティブ取引、固定資産に対する割合が継続的に低い場合のリース取引の重要性は乏しいと考えられる等、必ずしも列挙事項について一律に判断す 	<p>前年度と比較して著しい変動がある項目など、財務諸表利用者が四半期財務諸表を理解する上で重要な事項を注記事項として記載を求めることになるが(基準案第53項)、開示が求められない金額的に重要性のないものや著しく変動していないものなどの予め省略可能な項目を掲げることは難しいと考えられる。</p> <p>第77号に基づく開示(特定の科目の説明、期間比較上説明が必要な事項等)は、財務諸表作成者の判断に基づくものであり、範囲限定をすることは難しいと考えられる。</p> <p>指摘されたデリバティブ関係、リース関係、担保提供資産項目を列挙している指針案第</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>べきものではない。当該列挙事項がすべて重要な事項に該当するかの誤解が生じることがないように、削除を含む記載の見直しを検討いただきたい。</p>	<p>81 項(2)においては、「当該企業集団又は企業の事業運営にあたっての重要な項目であり、」としており、誤解が生じるおそれは少ないと考えられる。</p> <p>なお、追加情報については、上記の趣旨をより明瞭にするために、表現の修正をすることとした。</p>
表示		
財務諸表の科目の集約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準案第 17 項では、財務諸表の科目を集約して記載することを認めている。指針案第 32 項では、財務諸表の科目を集約し、主要な科目について独立掲記していない場合には、その内訳を開示するよう求めている。しかし、何が「主要な」科目かについては、開示企業の判断に委ねられている。利用者側からすれば、可能な限り、現行の半期報告書で表示・開示されている情報を四半期報告書においても入手できることが望まれる。 ・ 「より詳細な科目表示を行うことを妨げるものではない」(指針案第 104 項)という文言は後ろ向きな印象を与えるものであり、「より詳細な科目表示を行うことはもちろん認められる」と修文するよう要望する。 	<p>主要な科目の判断は、指針案第 103 項において、財務諸表利用者が意思決定を行う上で重要であるか否かにより判断しているため、利用者の立場を考慮した開示が行われるものと考えられる。</p> <p>「妨げない」という表現は中間財規等で使用されているものであるが、コメントを踏まえ、「…できるものと考えられる」に修正した。</p>
ひな型について		
全般	<p>会計基準及び適用指針を理解する際の参考として基準案及び指針案の公表と同時に(参考 1)として四半期連結財務諸表のイメージは、理解するための参考として公表したものであろうが、基準及び指針とともに公表された場合、相当程度の規範性を有することになると思われる。したがって、このような内容の公表が必要であるならば、正式な形で指針に含めたほうがよいと思われる。</p>	<p>四半期財務諸表に関する省令との関係もあり、適用指針等で示さないこととした。</p>
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本公開草案の概要、【参考 1】四半期連結財務諸表イメージにおいて、連結損益計算書を(1)累計(2)3ヶ月情報の順に記載するのであれば、同じくイメージにおいて記されている「注記事項」「セグメント情報」「海外売上高」「1株当たり純損益情報」についても(1)累計が左に、(2)3ヶ月情報が右に位置する順に記載するのが自然と考える。 	<p>ひな型は、公開草案の理解のためのみに参考として提示したものである。</p>
貸借対照表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間財務諸表等規則、連結財務諸表規則及び中間連結財務諸表規則において、「製品」、「原材料」、「仕掛品」は、「棚卸資産」として一括して記載することが認められており、四半期財務諸表において、年度の連結財務諸表より詳細な区分表示を求める必要性はない。 ・ 区分掲記は現行実務(財務諸表等規則、中間財務諸表規則)における個別貸借対照表の例示である。 	<p>ひな型は、あくまで公開草案の理解のための参考として提示したものである。なお、米国の SEC 規則を参考にして、棚卸資産については区分掲記したものである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
損益計算書	<p>連結財務諸表規則の様式にあわせて、これらをまとめて「たな卸資産」と例示していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「本公開草案の概要」8頁における販管費の内訳注記例が「広告宣伝費・研究開発費」のみであり、通常販管費の大きな部分を占める人件費・減価償却費が含まれていないのはいかにも不自然で例示として不適切である。例示は「主要な科目を決定する際の重要性は、単に金額の多寡により判断するのではなく、財務諸表利用者が意思決定を行ううえで重要であるか否かにより判断することに留意する必要がある。」(指針案第103項)という文言を意識していると思われるが、証券アナリストが販管費内訳を見る場合、往々にして販管費の変動が固定費によるものか変動費によるものかを見極めることが重要なポイントである。通常金額が多く、同時に固定費・変動費を判断する手掛かりになる人件費・減価償却費は意思決定を行ううえで重要な科目である。例示されている4期間全てに人件費・販管費が含まれていないとこれらは開示不要との誤解を与えかねない。例示を修正し全期間でなくても良いから人件費・減価償却費を含めるよう要望する。 利用者側からすれば、人件費や減価償却費はなども重要であり、開示例に記載すべきである。例示から人件費や減価償却費を除外した場合、作成者側が、一般的にはこれらの科目を開示しなくてもよいといった誤った解釈をする可能性がある。 販売費及び一般管理費の(主要)内訳が記載例に含まれている。基準案第17項及び指針案第32項の記載内容からは、販売費及び一般管理費の内訳を必ずしも記載する必要はないと考えられる。これは、曖昧な基準の内容を記載例でカバーするものと捉えられかねない。販売費及び一般管理費の内訳の記載は、データ集計等の実務負担が重いいため、開示の迅速性の趣旨に反しており、任意としていただきたい。 	<p>ひな型は、公開草案の理解のためのみに参考として提示したものである。</p> <p>これまでの審議の結果、指針案第32項や第103項等により、主要な科目を決定し、注記することとしているため、これに人件費や減価償却費が該当する場合には、開示されることとなる。</p>
偶発債務	<p>基準案第19項(16)、60項では、「重要な偶発債務」についての内容(相手先、金額)を記載すればよいと考えられるが、【参考1】連結財務諸表のイメージの注記事項四半期連結貸借対照表関係では、その内容、金額、合計額が記載されている。これは、曖昧な基準の内容を記載例でカバーするものと捉えられかねない。偶発債務は集計の実務負担が重い(個別・連結とも)、重要な偶発債務の内容のみの注記(合計額は不要)としていただきたい。</p>	<p>ひな型は、公開草案の理解のためのみに参考として提示したものである。</p> <p>最終的な公表では、ひな型は削除している。</p>
表示区分	<p>「本公開草案の概要」12頁「第2四半期会計期間(3か月)の四半期連結損益計算書においては、会計処理及び手続の変更による影響額のうち第1四半期に対応する額も特別損失に計上しているが、期首からの累計期間の四半期連結損益計算書においては年度の財務諸表における表示との整合性を勘案して、販売費及び一般管理費に振替えている。」について、(第2四半期会計期間(3か月)の四半期連結損益計算書においては)「特別損失」又は「販売費及び一般管理費」への計上を選択できることとして頂きたい。</p>	<p>当該事項については、公開草案ではあえて明示しておらず、選択可能と考えられる。</p> <p>最終的な公表では、ひな型を削除するため、他の箇所を取扱いを明示したほうがよいかを検討したが、公開草案を修正しないこととされた。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
適用時期等		
適用時期等	3 か月情報に限らず、本会計基準・適用指針の内容に沿った上で決算手続の早期化するためには、子会社等を含めた大規模なシステム対応等が必要となるので、本基準の適用に当たっては、ぜひとも1年間の経過措置を設けていただきたい。	平成 20 年 4 月から開始する四半期報告制度に関わる事柄であり、関係当局の判断によらざるを得ないと考ええる。
その他	基準 44 項では、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」の一部改正が必要となる点記載されているが、どの部分の改正を検討しているのか明示いただきたい。	改正の検討が必要な箇所は、日本公認会計士協会に提示しており、近く、同協会内で検討が行われると考えられる。
その他	基準案第 46 項において特定業種の第 2 四半期の財務諸表は別途の対応を行うことが必要である旨の記載があるが、業種毎に適用される会計基準が異なることにより、財務諸表利用者に誤解を与える可能性もあると思われるため、当該記載は削除することが適当であると考ええる。	金融商品取引法の該当条文の趣旨を踏まえた「結論の背景」における記述であり、公開草案の修正をしないこととした。
年度の財務諸表での開示		
各四半期の企業業績の要約開示	基準案第 68 項は、米国における第 4 四半期の取扱いに基づきその開示ニーズが強いと説明し、「四半期会計期間ごとの売上高や純損益などの限定的情報を年度の監査対象外の財務情報として記載することが適当であると考えている。」としているが、基準案が準拠性のみの基準であるとするならば、この記述は不要であると思われる。	基準案第 68 項では、米国の取扱いに基づきその開示ニーズが強いとは説明しておらず、当該ニーズは四半期データの連続性確保などの観点からの財務諸表利用者からの指摘に基づくものであり、当委員会での検討経緯を記述したものであるため、公開草案の修正はしないこととした。
四半期別情報開示	年度の報告書における各四半期別の企業業績の要約開示についても、四半期損益計算書と同様の取扱いとし、特に第 4 四半期の財務情報は、結果的に年度の財務諸表と同時に第 4 四半期財務諸表の作成が伴うこととなるため、事務負担を考慮し、個々の企業における市場ニーズを踏まえた任意の開示事項とされたい。	財務諸表利用者の開示ニーズが強く、また、四半期開示の定着している米国では開示されていることを踏まえ、関係当局が年度における監査対象外の情報として開示する方向で検討している。なお、第 4 四半期は、年度から第 3 四半期の数値を差し引いて算定できることから事務負担も大きいとは考えられない。
その他		
基準案等の構成	基準案及び指針案いずれにもいえるが、「基準本文」と「結論の背景」の 2 本立て構成では、ひとつの項目について記載が 2 箇所に分かれてしまい読みにくいいため、もう少しまとめて読みやすくできない	ASBJ の公表する基準及び指針の構成に従っている。ただし、コメントも踏まえて、

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	か。	結論の背景の中に基準又は適用指針本文に移すべきものがあるかどうかを検討し、必要なものは移動をした。
四半期財務諸表のスケジュール等	基準案第 31 項において「適時性に係る強い制約がある」との記載はあるが、レビュー基準との関係で作成者が四半期財務諸表について一般的に何日程度で作成を行い、監査人に提出、監査人がレビューを何日程度で実施するというスケジュール・工程を想定して基準を作成しているのか、その前提条件等について結論の背景等に記載ねがいたい。	具体的なスケジュールは会社の業種・規模によってまちまちであり、「公認会計士又は監査法人のレビュー手続を経た上で、遅くとも 45 日以内の開示がもとめられる」とする基準案第 31 項の記述でよいと考えるため、追加はしないこととした。
基準等の名称	国際的な会計基準の名称が「財務報告 (Financial Reporting)」となっており、また、無機質な「財務諸表」より誰かのために「財務報告」という流れに沿って、名称を「四半期財務報告」基準とすることを勧める。ちなみに、中国の会計基準第 32 号「中間財務報告 (Interim financial reporting)」としている。中国は国際基準の流れに沿っているものと思う。	本基準は四半期財務諸表に適用される会計処理及び開示を定めることを目的としており、公開草案の修正は不要と考えるため、修正しないこととした。
開示内容	四半期報告制度の導入に伴い半期報告書が廃止される。その結果、今まで中間決算で開示されていた情報が年に 1 回しか開示されなくなれば、投資判断を行うための十分な企業分析を行うことが困難になる。したがって、四半期報告書においても、可能な限り、半期報告書と同等の情報を開示することが求められる。また、四半期報告書制度の導入の方向性を決めた金融審議会のディスクロージャー・ワーキング・グループ報告 (2005.6.28) でも、「適時性、迅速性の要請と十分性、信頼性の双方を勘案して、投資情報全体として開示の後退となることのないよう留意する必要がある」としている。金融審議会の報告書におけるこの基本的なスタンスを忘れてはいけない。	基準案第 30 項及び第 31 項に記載のとおり、公開草案は金融審報告を検討の前提としている。
基準案等の記載順序	指針案は、四半期財務諸表の作成基準を会計処理及び開示に区分し、会計処理については、科目ごとにその処理を定めている。このため、法人税及び繰延税金資産・負債の会計処理について定める規定は、四半期特有の会計処理と簡便な会計処理とが混在する形となっており (指針案第 16 項から 23 項)、理解が困難となっている。四半期財務諸表に適用される会計基準は、四半期特有の会計処理と簡便な会計処理に区分され、それぞれの会計処理が認められる理由は異なるはずである。そうであるならば、基準の定め方もそれに従い区分して規定すべきである。なお、科目ごとにその処理を定めることのほうが理解を助けるというのであれば、その科目の中で四半期特有の会計処理と簡便な会計処理とに区分して規定すべきである。	指針案における法人税等の定めについては、第 16 項～第 18 項、第 19 項～第 20 項、第 21 項、第 22 項～第 23 項がグループとなっており、それぞれ内容を表す見出しを付している。また、1 つの勘定科目に関する定め (特有処理と簡便処理) を離れて定めることは読者にとってかえって不便になると考えられる。これらを踏まえ、公開草案の修正はしないこととした。
証券取引所と	四半期報告書制度に基づく「法定四半期報告内容」と、証券取引所の要請に基づく「四半期財務・業績	本基準案の対象外である。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
の関係	の「開示内容」について、事前に開示内容のすり合わせを行っていただきたい。	
	基準案第 30 項(2)「開示時期は、四半期終了後、最低限 45 日以内とした上で、出来る限りその短縮化を図る」としているが、本前提は金融審議会報告書で示された考え方であり、これを受けて企業会計基準委員会の中では 45 日以内で更にどの程度の短縮化を考えているのかを明示いただきたい。(利用者の開示ニーズ、国際的な動向等勘案の上、ということになるかと思われるが、システム開発、人材の手当等の検討を強いられる作成者側で動揺を招く可能性あり配慮が必要と考える。)	四半期報告制度自体にかかわる事柄であり、本基準案の対象外である。
米国基準採用会社の取り扱い	米国会計基準に基づき連結財務諸表を作成・開示している企業については、四半期連結財務諸表の作成・開示についても、米国会計基準で行うことを認めて頂きたい。本件については省令等で定められる事項かもしれないが、四半期報告書作成基準が貴会に委ねられている結果省令で作成基準を定めない可能性もあり、その場合は当基準にて対応頂きたい。	米国基準採用会社への対応は、関係当局の判断によるものとする。
ポイズン・ピル	ポイズン・ピルに関連する情報は、半期報告書では、非財務情報として開示されることとされている。非財務情報なので、基準案・指針案でコメントすべきではないかもしれないが、四半期報告書でも当該情報の開示を行うべきである。その際には、どの程度の新株が発行される可能性があるかは開示の必須項目とすべきである。	非財務情報に係るものであり、本基準案の対象外である。
在外子会社の会計処理の統一	在外子会社の会計処理の統一に関し、適用初年度の損益計算書の影響額を開示することは困難であるため、適用初年度については、宥恕していただきたい。	指摘された点は、年度における影響額の記載にも関わるものであり、四半期会計基準のみで対応できるものではない(関係当局の判断も必要となる事柄である)。
四半期連結財務諸表における個別財務開示情報の充実	連結企業における親会社の個別財務情報は、極めて必要性が高いため、連結財務諸表における注記事項については、少なくとも以下のような個別財務情報開示の充実を図る必要がある。 1. 連結会社における親会社と関連子会社との具体的な関連情報の開示(再掲) 2. 現行の東証等における「四半期財務・業績の概況(個別)」に準じた四半期財務情報の開示 3. 単体情報の概要を示す「個別経営成績と財政状態に関する主要指標」とその前年同期及び前期比較など 4. 個別財務諸表の収支状況と四半期配当に関する開示情報など	基準案第 30 項に検討の前提として記載したとおり、必要に応じて単体情報についても開示を行うという金融審議会報告書で示された方向性を踏まえ、開示すべき情報を検討した結果であり、公開草案の修正はしないこととする。

以上